

育児・介護休業法等が改正されます

— 平成29年1月1日施行 —

改正法に係る「説明会」は、10月下旬頃から開催予定です。
日程等が決まり次第、茨城労働局ホームページにてご案内します。

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するため、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が公布され、来年1月1日から施行されます。

<改正のポイント>

I 仕事と介護の両立支援制度関係

1. 介護休業の分割取得

介護休業は、これまで対象家族1人につき要介護状態に至るごとに1回、通算93日まで取得可能とされていましたが、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割取得が可能となります。

2. 介護休暇の取得単位の柔軟化

介護休暇は、これまで1日単位での取得となっていたが、半日単位の取得が可能となります。

3. 介護のための所定労働時間の短縮措置等

これまで、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能であった介護のための所定労働時間の短縮措置等について、介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能となります。

4. 介護のための所定外労働の免除

介護のため所定外労働の免除を請求できる制度が新設されます。

5. 有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和

次の①②のいずれにも該当の場合に、介護休業の取得要件が緩和されます。

①入社1年以上 ②休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

II 仕事と育児の両立支援制度関係

1. 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

子の看護休暇は、これまで1日単位での取得となっていたが、半日単位の取得が可能となります。

2. 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

次の①②のいずれにも該当の場合に、育児休業の取得要件が緩和されます。

①入社1年以上 ②子が1歳6か月になるまでの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

3. 育児休業等の対象となる子の範囲

特別養子縁組の監護期間中の子といった法律上の親子関係に準じるといえるような関係にある子が育児休業制度等の対象に追加されます。

4. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置が事業主に義務づけられます。

改正法の詳細については、[厚生労働省ホームページ](#) もご覧ください。

<問い合わせ先> 茨城労働局雇用環境・均等室（相談・指導部門） TEL 029-277-8295